

沖縄県古武道連盟「型」・「組手」競技規定[改訂] (2019年4月28日)

I 型競技

第1条 競技場

- (1) 競技場は、平坦な安定した一辺が8mの正方形とする。
- (2) 棒試合のコート内の競技者及び主審の定位置はコート中央から各2mとする。

第2条 服装等

審判員、監督、演武者の服装は次の通りとする。

<審判員>

- (1) 黒・紺系のブレザー
- (2) 半袖のシャツ……白色
- (3) ズボン……グレー
- (4) ネクタイ……沖縄県古武道連盟指定のネクタイ
- (5) 靴……黒色の体育館専用靴
- (6) ベル

<監督>

- (1) 上下「白色」の空手着とする。但し、現在使用しているカラーを認める。
- (2) 女子の場合は、空手着の下から「白」無地のインナーを着用する。
- (3) 当連盟指定の腕章又はネームプレートを着用する。
- (4) 競技者の監督は、選手後方に設けた所定の席に着くものとする。但し競技者に監督を付けるか否かは、各会派に一任する。

<競技者>

- (1) 上下「白色」の空手着とする。但し、現在使用しているカラーを認める。
- (2) 女子の場合は、空手着の下から同色無地のインナーを着用する。男子は禁ずる。
- (3) 空手着の袖、裾をまくり上げることが禁ずる。
- (4) 空手着の袖の長さは手首と肘の間とし、裾の長さは足首と膝の間とする。
- (5) 型競技においてはメガネ着用を認める。

棒試合においてはメガネ着用を認めない。但しコンタクトは本人の責任においての使用を認める。

- (6) アクセサリー等の着用は禁止する。

第3条 競技種目及び年齢区分(大会当日付)

- (1) 型競技の種別は棒・サイとする。
- (2) ジュニアⅠ、Ⅱ、成年、壮年、シニアとも男女別個人戦とする。
- (3) ジュニアⅠ……12～14歳
- (4) ジュニアⅡ……15歳～18歳
- (5) 成年……19歳～39歳
- (6) 壮年……40歳～59歳
- (7) シニア……60歳以上

第 4 条 型競技の基準

(1) 競技の方法は採点競技とする。

(2) 武具の重量、長さ

① 棒

(ア) 長さ：男女ともに180cm以上、又は、身長+10cm以上

(イ) 重量：男子900g以上（ジュニアⅡ男子含む）、ジュニアⅠ、及び女子 800g以上

形状 = 丸棒

材質 = 樫、ビワ、ヒッコリー(くるみ)

② サイ

(ア) 長さ：肘より長い物

(イ) 重量：男子650g以上（ジュニアⅡ男子含む）ジュニアⅠ：550g以上（1本）

女子550g以上（ジュニアⅡ女子含む）ジュニアⅠ：500g以上（1本）

形状 = 沖縄伝統サイの形状

③ サイの競技中、サイを投げたり、床に突き刺すなどの行為を禁ずる。

④ 型競技は沖縄伝統古武道の型として伝承されてきた第5条で指定する当連盟が公認する伝統の型のなかから選択する。

※ 棒試合に使用する棒は大会事務局より準備する。

第 5 条 型の種目（○付きはジュニアⅠ可能種目）

型は沖縄県古武道連盟の公認する伝統の型（別表ⅠⅡ）から選択する

別表Ⅰ 棒の型（ジュニアⅠに関しては同じ型を繰り返して行っても良い）

NO	型の名称	NO	型の名称	NO	型の名称
1	徳嶺の棍	10	米川の棍(与根川)	19	津堅大棍
2	佐久川の棍	11	北谷屋良の棍	20	津堅棒
③	佐久川の棍(小)	12	知念志喜屋仲の棍	⑳	朝雲の棍
4	佐久川の棍(大)	13	瀬底の棍	22	趙雲の棍
⑤	周氏の棍	14	添石の棍	23	大屯棒
⑥	周氏の棍(小)	15	白樽の棍	24	末吉の棍
⑦	周氏の棍(大)	16	祝嶺の棍	㉑	合戦棒
8	白松の棍	⑰	大城の棍	26	公望の棍
9	浦添の棍	18	津堅の棍	27	カーティンの棍

別表Ⅱ サイの型（ジュニアⅠに関しては同じ型を繰り返して行っても良い）

NO	型の名称	NO	型の名称	NO	型の名称
1	北谷屋良のサイ	5	湖城のサイ	⑨	2丁サイ
2	浜比嘉のサイ	6	屋嘉のサイ	⑩	千原のサイ
③	津堅志多伯のサイ	7	多和田のサイ	11	慈元のサイ
4	繁多川幸良小のサイ	8	石川小のサイ	⑫	三丁サイ

第 6 条 審判団・競技委員の構成

審判団の構成は監査1人、主審1人、副審は、1コートにつき予選は2人または4人、

決勝は4人または6人とする。

第7条 競技委員の構成は、1コートにつき監査、選手係、得点表示係、コール係、計算係、記録係を配置する。

第8条 演武開始及び終了

- (1) 競技開始時は、コート外の所定の位置で一礼をし、コート内に進み、競技位置にて「礼」をし型名を呼称し演武する。
- (2) 競技終了の方法はコート内での競技が終了したら「礼」をして、コート外の所定の位置で待機し、得点を待つこととする。
- (3) 主審、副審、選手は、競技終了後コート外の所定の位置に整列、「礼」をして終了する。

第9条 採点

(1) 採点の表示方法と加算方法は次の通りとする。

① 審判団は採点表示をするとき、その表示板を主審の合図にて右手で前方45度上に真直ぐにのばして行う。

② 得点の加算方法は、最高採点と最低採点は削除される。

③ 同点引き分けが生じた時は、②で削除された最低採点を加算し判定する。

それでも同点の時は、②で削除された最高採点を加算し判定するが、なお同点の時は別の型を競技して判定する。(ジュニア I に関しては同じ型でも可) それでも同点の場合には々々競技を行う。但し、ジュニア I 以外は、本戦、及び再競技で用いた型を演武することは出来ない。

④ 予選の同点再競技の型は決勝でも使用可能である。また決勝の同点再競技時も予選時の型は使用可能である。

※再競技者の競技順は、選手番号の若い順で行う。

第10条 判定の基準

評価は10点満点とし減点方法を用いて行う、型の評価基準は次の通りとする。

(1) 審判基準

- ① 沖縄伝統古武道の特色(アティファ、ムチミ、チンクチ等)
- ② 型の動き、順序、技の正確性
- ③ 型の理解度
- ④ 適度な緩急
- ⑤ 呼吸法、力、スピード、タイミング、バランス、極め
- ⑥ 運足の一貫性と正確さ
- ⑦ 基本動作(姿勢、立ち方、礼儀等)

(2) 採点の基準

- ① 予選(7.00~9.00) ② 決勝(8.00~9.00)

※少数点以下第2位は0.05のみの使用であり0.01~0.04及び0.06~0.09は発生しない。

(2) 失格(各コートにリプレイ用のカメラを設置する)

- ① 指定以外の空手着を着用したとき。
- ② 型の演武を途中放棄したとき。
- ③ 当連盟公認型を基だしく改造したとき。
- ④ 型名を呼称しないで競技したとき。
- ⑤ 申告した型以外の型を競技したとき。
- ⑥ 審判員の指示に従わないとき。
- ⑦ 禁止事項を行ったとき。
- ⑧ 武具を落としたとき。
- ⑨ 武具の破損
- ⑩メガネが落下した場合。
- ⑪帯が落下した場合。
- ⑫不正行為のあった時、本大会の全ての資格を失い次回の大会は出場停止とする。

※失格の場合は点数をあたえない(主審はベルを3回鳴らし止める。選手を所定の位置に戻し、主審は中央線まで進み、軽く指を差し失格と発して選手を退場させる。

(3)減点(0、1 ~ 0、5)

- ① 競技がコート外に出た場合。
- ② 明らかに型を忘れたと思われる状態のとき。
- ③ 武具が手から離れたとき。
- ④打ち、突き、貫き、受けの際、上段、中段、下段の区別がはっきりしないとき。
- ⑤ 着眼、気合い、気迫等不十分なとき。
- ⑥ 武具の握りが不十分、又は不適切なとき。
- ⑦ 武具が床に触れたとき。(構え時も同様)
- ⑧ 明らかにオーバーアクションと思われたとき。(誇張動作)
- ⑨競技開始と終了の「礼」を忘れた時(0.05減点)
- ⑩帯がほどけた時。

第11条 監督

監督は、監督証を身に付け演技終了まで、所定の位置に就き当該選手の管理を行う。

第12条 意義申し立て及びその処理

- (1)当該選手の監督は、判定の直後、監査に対して所定の位置から意義を申し出ることが出来る。但し、勝敗及び勝敗に不随することに関しては意義を申し立てる事ができない。
- (2)当該選手の監督は、判決の直後、その判決が競技規定に抵触すると思われる場合のみ、監査に対して異議を申し立てることが出来る。その場合、監査は主審と確認の上、副審の招集を行い合議の上、判断を下す。尚、判断が困難の場合は、監査長、審判長の判断を仰ぎ判断を下す。

II 棒組手試合

第1条 競技場

- (1) 競技者は型・棒組手とも平坦な安定した一辺が8mの正方形とする。
- (2) 棒試合のコート内の**競技者**及び**主審**の定位置はコート中央から各2mとする。

第2条 服装等

審判員、監督、競技者の服装は次の通りとする。

<審判員>

- (1) 黒・紺系のブレザー
- (2) 半袖のシャツ……白色
- (3) ズボン……………グレー
- (4) ネクタイ……………沖縄県古武道連盟指定のネクタイ
- (5) 靴……………黒色の体育館専用靴
- (6) ベル

<監督>

- (1) 上下「白色」の空手着とする。但し、現在使用しているカラーを認める。
- (2) 女子の場合は、空手着の下から「白」無地のインナーを着用する。
- (3) 当連盟指定の腕章又はネームプレートを着用する。
- (4) 選手の監督は、選手後方に設けた所定の席に着くものとする。但し演武者に監督を付けるか否かは、各会派に一任する。

<選手>

- (1) 上下「白色」の空手着とする。但し、現在使用しているカラーを認める。
- (2) 空手着の袖、裾をまくり上げることが禁ずる。
- (3) 空手着の袖の長さは手首と肘の間とし、裾の長さは足首と膝の間とする。
- (4) 型競技においてはメガネ着用を認める。
棒試合においてはメガネ着用を認めない。但しコンタクトは本人の責任においての使用を認める。
- (5) アクセサリー等の着用は禁止する。

第3条 試合種目及び年齢区分(大会当日付)

- (1) 試合は棒対棒による組手試合とする。
- (2) 選手資格は、大会当日、19歳以上とする。

第4条 審判団・競技委員の構成

審判団の構成は監査1人、主審1人、副審は、予選、決勝共に1コートにつき4人とする。

第5条 競技委員の構成は、1コートにつき監査、コール係、得点計算係、記録係を配置する。 記録係を置く。

第6条 試合の方法は次の通りとする。

- (1) 競技時間 …… 2分間(正味)(再試合も同)
- (2) 勝敗 …… 1本先取り勝負(再試合も同)
本戦でも勝敗を決しない場合は再試合とする。
- (3) 防具付き。(連盟指定の面、胴、小手、脛当)

(4)棒 …… 当連盟で準備されたもの。

(5)服装 …… 型競技と同じもの。

第 7 条 競技者

(1)コート外の所定の位置にて「礼」をし、主審の合図で競技開始線に就き、主審の「構え」の合図で、決められた構えに入り、主審の「勝負はじめ」の合図で競技を開始する。

(2)主審の「止め」の合図で、競技を止め、競技開始線に戻り主審の指示を待つ。

第 8 条 監督

選手の監督は、選手後方に設けた所定の席に着くものとする。但し選手に監督を付けるか否かは、各会派に一任する。

第 9 条 審判員

(1)着席までは、型競技と同様の方法で行う。

(2)主審は、両腕(手刀)を前方45度の方向に水平に伸ばし、コート外に待機している競技者を競技開始線の位置に就かす。

(3)主審は、気を付けの姿勢になり、「構えて」の宣告をし、競技者の構えが確認出来たら「勝負初め」を宣告する。

(4)主審は、競技を止めるときは、「止め」を宣告し、競技者を元の位置に就かす。

(5)主審は、再度、競技を続けさせる場合は、気を付けの姿勢から、左足又は右足を後方に引いた姿勢で「続けて初め」の宣告をし、競技を再開する。

(6)主審・副審は、全試合が終了したら、型競技と同じ方法で終了する。

(7)主審は、本戦の時間内に勝敗が決しない場合は、「引き分け」を宣告し、「先取り1本」の再試合を告げ、(3)と同じ方法で試合を開始する。尚、再試合でも勝敗が決しない場合は、所定の位置に就き、「判定」と宣告し、その後「ピーピツ」と笛を吹き、副審に判定を促す。判定が出たら、「ピツ」と笛を吹き、副審は降旗する。

(8)審判の動作は、別紙「主審表示法」に準ずる。

第 10 条 判定方法(棒の有効部位:棒の両先から30センチの範囲とする)

(1)1本技

① 突き、打ち、で倒したとき、又は、相手が棒を落としたとき。

② 突き、打ちで、よろめかしたとき。

③ 打ちで相手の頭部が揺れたとき。

④ 突き、打ちが中段に決まったとき。

⑤倒れた相手に対しての有効部位への攻撃は認める。

⑥後方からの攻撃で、攻防からの瞬間攻撃は、有効とみなす。(寸止め)

(2)技有り

(1)上記1本技が、1本の技に該当しないとき。

(2)足への有効打

第 11 条 勝敗

(1) 1本先取り

(2) 技有り2本で1本

(3)ペナルティー3回(反則負け)

①カテゴリー1

ア 防具外の攻撃、危険行為等(第12条参照)

②カテゴリー2

ア 場外

イ無防備

※1:反則……忠告→警告→反則……反則で相手に1本勝ちとする。

※2:反則の程度によって「警告」もしくは「反則」とする。

※3:禁止事項及び禁止技の行為は、審判団の協議により「忠告」「警告」「反則」となる。

※4:本戦の2分間が終了した時点で片方にのみ有効打が入っている場合は引き分け再試合する。但し再試合でも決しない場合は旗判定となり、審判は紅白いずれかの旗を揚げなければならない。

※5:ペナルティーはカテゴリー別で累積する。

※6:ポイントは副審2人以上が有効打と判定すれば成立する。

◎試合中、中断の後再開する場合、選手は、主審の「続けて」の号令に呼応して棒を構える。続いての「始め」の合図で試合を再開する。

第 12 条 禁止事項及び禁止技

- (1) 顔面への突き、または威嚇等
- (2) 胸部への攻撃
- (3) 振り回し。
- (4) 膝より上、胴から下の部分及び足の甲
- (5) 手首から肘までの半分以上から肩のへの部分(小手のない部分)
- (6) 後方からの攻撃。
- (7) 棒から手を離し相手を手で突く、打つ、押す、掴む、引っ張る等の行為。頭突き、蹴り。
- (8) 防具範囲以外への攻撃 及び足の甲への攻撃
- (9) 頭部側面への攻撃、または威嚇等
- (10) 手の内側及び指の部位への攻撃
- (11) 片手から棒が外れた状態での相手への攻撃
- (12) 相手を棒で押し「場外」を計る行為
- (13) 逃げ回る等
- (14) その他、審判団申し合わせ事項。
- (15) その他、想定外の危険技と認められる場合は、審判団で協議して判断する。

第 13 条 異議の申し立て及びその処理

- (1)当該選手の監督は、判定の直後、監査に対して所定の位置から意義を申し出ることが出来る。但し、勝敗及び勝敗に不随することに関しては意義を申し立てる事ができない。
- (2)当該選手の監督は、判決の直後、その判決が競技規定に抵触すると思われる場合のみ、監査に対して異議を申し立てることが出来る。その場合、監査は主審と確認の上、副審の招集を行い合議の上、判断を下す。尚、判断が困難の場合は、監査長、審判長の判断を仰ぎ判断を下す。

第 14 条 監査

監査は、各コートにおいて競技が大会規定通りに行われているかを監査し、大会規定

に抵触時は競技の中断を命じ主審及び副審との協議及び再度の評決判定を勧告する。

また、監査は登録された監督からの異議申し立てに対して、第17条に沿って処理する。

附 則 2008年(平成20年)12月7日 施行
 2011年(平成23年)12月18日 改訂
 2012年(平成24年)12月2日 改訂
 2013年(平成25年)8月11日 改訂
 2013年(平成25年)10月20日 改訂
 2013年(平成25年)11月17日 改訂
 2013年(平成25年)12月15日 改訂
 2014年(平成26年)2月15日 改訂
 2014年(平成26年)11月16日 改訂
 2015年(平成27年)1月18日 改訂
 2018年(平成30年)6月1日改訂
 2018年(平成30年)10月21日改訂
 2019年(平成31年)1月27日改訂
 2019年(平成31年)2月17日改訂
 2019年(平成31年)4月28日改訂